

葉 監 第 2 2 号
令和 8 年 9 月 3 日

請求人 (略) 様

葉山町監査委員 水 庫 正 裕
同 石 岡 実 成

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

令和 8 年 7 月 1 6 日付けで受理した住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (以下「法」という。) 第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

第 1 本件監査請求

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求事項

住民監査請求書に記載されている請求の趣旨は、下記のとおりである。

記

1 臨御橋の寄附金を補修工事費用に充当する事の停止および是正

葉山町が「臨御橋架け替えプロジェクト」として集めた寄附金 (総額 3 億 3 5 0 0 万円) は、寄附者全員が臨御橋を新しく架け替えるために寄附をしたものであり、当初の目的と異なる補修工事に充当する事は寄附者の意向に反する目的外使用になるため、当該寄附金の補修工事への充当を停止するとともに適正な措置に是正するよう勧告する事を求めます。

2 補修工事費用の積算根拠の公開

株式会社ショーボンドと交わした補修工事の落札額「3 億 3 6 6 0 万円」について、複数業者から競争見積もりの取得状況を明らかにするとともに、補修工事のための補修費用の金額の根拠を公開し、補修内訳と補修費用が妥

当かどうか、補修費用を充用した場合に確実に耐久性と安全性を得る事が出来るかを確認する事を求めます。

3 寄附者への説明責任の履行

臨御橋（赤橋）の「架け替え→補修」に方針を変更した事について、葉山町は寄附者全員に明確な理由を書面で正式に説明しなければならないのであり、書面で正式に説明していない事実を確認しなければならないとともに、寄附をした全員に対して明確な理由の説明責任を履行する事を求めます。

4 架け替えが出来ない技術的根拠の公開

葉山町は当初予定されていた架け替えを補修にした事について、架け替えは技術的に出来ないという理由を述べています。しかし葉山町はその根拠を説明していないのです。葉山町は架け替えが出来ないという客観的な技術的根拠を明確にしなければならないのであり、寄附者全員に対して架け替えが出来ないという理由を明らかにするとともに公表する事を求めます。

3 請求人から提出された事実を証する書面（以下「請求人提出書面」という。）

- ①「葉山臨御橋架け替えプロジェクト」募集ページ（葉山町公式サイト掲載）
- ②「葉山臨御橋架け替えプロジェクト」臨御橋ご寄附への感謝と工事のお知らせ（葉山町ふるさと納税状況：寄附金額総額（令和8年2月末日時点）、葉山町公式サイト掲載）
- ③臨御橋架け替えプロジェクト推進事業（令和6年9月27日議員懇談会 産業振興課参考資料1・2）
- ④令和6年12月15日付け協同組合飛騨設計センター及び有限会社八野大工作成の葉山臨御橋勾欄再建工事に係る見積書
- ⑤入札結果（令和8年6月3日6月定例会議 財政課 議案第29号参考資料）
- ⑥臨御橋架け替えプロジェクトの経緯（令和7年9月24日 総務建設常任委員会 産業振興課 陳情第7-27号参考資料1）ほか
- ⑦請求人作成「臨御橋の技術的状況に関する文書」ほか
- ⑧請求人作成「新しく架け替える臨御橋について」と題する書面

第2 請求の受理

請求人から住民監査請求書が令和8年7月8日に提出され、同年7月16日付けで受理した。

請求人に対し、住民監査請求書の記載内容の確認を求めたところ、同年8月5日に住民監査請求書中の添付資料の記載の一部が修正され、上記第1の第3項⑧の書面が提出された。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 証拠の提出

請求人より新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述

法第242条第7項に規定する請求人の陳述を令和8年8月7日に実施した。

2 本件監査対象事項

住民監査請求書の請求の趣旨に沿って、本件監査対象事項を次のとおりとする。

(1) 臨御橋の寄附金を補修工事費用に充当することの停止及び是正

(2) 補修工事費用の積算根拠の公開

(3) 寄附者への説明責任の履行

(4) 架け替えができない技術的根拠の公開

3 監査対象箇所及び事情聴取した職員

政策財政部財政課及び公共施設課並びに都市経済部産業振興課を監査対象箇所として、関係書類の提出を求め、政策財政部長、都市経済部長、財政課長、公共施設課長、産業振興課長及び担当職員から事情を聴取した。

第4 監査の結果

1 主文

本件監査対象事項(1)を棄却する。

本件監査対象事項(2)ないし(4)を却下する。

2 本件監査対象事項(2)ないし(4)を却下した理由

法第242条第1項に定める住民監査請求制度は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実が、究極的には当該

地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであることから、これを防止するため、住民に対しその予防又は是正を請求する権能を与え、もって地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである。そして、住民監査請求の対象については、具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。法第242条第1項は、財務会計上の行為又は怠る事実として、①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課若しくは徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実を定めている。

さらに、住民監査請求制度は、地方公共団体の行政運営全般の適正を担保するための制度ではなく、地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であり、より具体的には、財務会計活動の適法性を確保するとともに、地方公共団体の財産的損害の防止・回復を目的としている。このような目的に照らし、住民監査請求の対象となるのは、地方公共団体の事務の中でも、法第242条第1項に定める事項で、財務的处理を直接の目的とする財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものに限られ、財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有しないところの一般行政上の行為又は事実は、結果として何らかの財政的な影響を生じることがあるとしても住民監査請求の対象にはならないと解されている。

本件監査対象事項（2）ないし（4）についてみると、いずれも上記の住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。よって、主文のとおり、本件監査対象事項（2）ないし（4）を却下する。

3 本件監査対象事項（1）を棄却した理由

（1）本件監査対象事項（1）について

住民監査請求書の請求の趣旨1では、葉山町が「臨御橋架け替えプロジェクト」として集めた寄附金は、寄附者全員が臨御橋を新しく架け替えるために寄附をしたものであり、当初の目的と異なる補修工事に充当することは寄附者の意向に反する目的外使用になるため、当該寄附金の補修工事への充当を停止するとともに、適正な措置に是正するよう勧告することを求めている。そこで、本件監査対象事項（1）は、葉山町とショーボンド建設株式会社との間の臨御橋橋梁補修補強工事（以下「本件請負工事」という。）の請負契約（以下「本件請負契約」という。）に基づき、葉山町が同社に対して支払う請負代金（以下「本件請負代

金」という。)の支出が違法又は不当であるとして、その支出の差止めを求めるものと整理し、以下のとおり検討する。

- (2) 住民監査請求書記載の請求の趣旨 1 に対して提出された政策財政部長作成の「措置①に対する弁明書」の記載は、下記のとおりである。

記

臨御橋に係る寄附金の補修補強工事費への充当について

1 弁明の対象

請求人は、「臨御橋架け替えプロジェクト」として募集した寄附金を補修補強工事費に充当することは、寄附目的に反する目的外使用であるとして、その充当の停止及び是正を求めていることから、寄附金の募集、受入れ及び管理の状況について、当該請求に対する事実関係及び見解を述べるものである。

2 プロジェクト開始時の状況

本プロジェクトは、平成31年1月の改元奉祝事業の会議において、町長からの「町民から要望のある臨御橋の架け替えに向けた議論の提案」や、翌2月の「寄附を募り工事を行いたい」との意向を受け、3月に寄附募集に向けた準備を進めるとともに、町ホームページに専用ページを設け、4月から寄附金募集を開始している。

この時点では、架け替え、補修補強その他の具体的な工事手法は決定されておらず、設計又は工事費の積算も行われていなかった。当初の寄附目標額として設定した2億円についても、特定の工事手法に基づく積算額ではなく、寄附募集を図るうえでの目標額として設定したものであった。

3 寄附募集時の表示

町は、ポスター、リーフレット及び町ホームページにおいて、「葉山臨御橋架け替えプロジェクト」及び「橋の架け替え費用の寄附」と表示して寄附を募集した。このため、寄附者が臨御橋を新たに架け替える事業であると理解し、期待したことは十分に考えられる。

資料1 寄附募集ポスター

資料2 寄附募集リーフレット

資料3 町ホームページの寄附募集ページ（当初のもの）

一方、これらの寄附募集における表示にあたっては、老朽化した臨御橋について必要な対策を講じ、現在の赤い橋を葉山の平和と美しさの象徴として残し、その景観と機能を次世代へ継承することが、本プロジェクトの目的であることを示していた。

4 補修補強工事の選択と寄附目的との関係

プロジェクト開始後、寄附募集に並行して、臨御橋の老朽化の状況、河川管理上及び法令上の制約、災害リスク、安全性、耐久性、工事費並びに現在の赤い橋としての景観を維持する方法等について、調査及び検討が進められた。その結果、安全性を確保しながら、臨御橋の景観及び機能を将来へ継承する方法として、現在の補修補強工事を選択したものである。

議会及び委員会における説明経過においても、寄附募集に併せて実施していた工事手法の選択に向けた調査検討の結果を踏まえ、令和3年2月の時点で補修補強工事の方向性を示している。その後、令和5年度から令和6年度にかけて、橋桁内部のP C鋼材の状態調査、地質調査その他の技術的検討が行われた。令和6年6月には、あらためて補修補強工事に向け、取り組みを進めていることを議会に説明し、同年10月には、P C鋼材に破断が確認されなかったとの調査結果等を踏まえ、補修補強の予備設計及び詳細設計に着手した。

このように、補修補強工事は寄附募集開始時から既定の方針であったものではなく、その後の調査及び検討を重ね、安全性を確保しながら臨御橋の景観及び機能を将来へ継承する方法として選択されたものである。

補修補強工事は、寄附金を臨御橋と関係のない別の事業に使用するものではなく、老朽化した臨御橋に必要な対策を講じ、その安全性、機能及び景観を将来へ継承するために実施するものである。したがって、本町は、当該工事に寄附金を充当することが、本プロジェクトの目的から外れた使用に直ちに当たるものではないと考えている。

5 寄附者に対する説明上の不備と今後の対応

もっとも、工法の検討状況については議会及び委員会において逐次説明してきたものの、寄附募集時に「架け替え」と表示していたことや、その後の調査及び検討の経過、補修補強工事を選択した理由並びに募集

時の表示と実際の工事との関係を、寄附者に直接かつ体系的に説明することが十分ではなかった。

令和7年2月には、一部の寄附者に対し、町長名で事業の遅延、検討経過及び今後の見通しに関する文書を送付したが、同文書は補修補強工事への変更を説明する内容とはなっていなかった。

資料4 送付文書（臨御橋改修工事に関するご報告）

これらのことを踏まえ、臨御橋を寄附の使途として指定した寄附者に対し、これまでの説明が十分でなかったことをお詫びするとともに、プロジェクト開始後の調査及び検討の経過、補修補強工事を選択した理由、工事内容並びに寄附金の取扱いについて、あらためて文書により説明する。

6 結論

以上のとおり、現在の補修補強工事は、寄附募集開始時から既定されていたものではなく、その後の調査及び検討の結果、臨御橋の安全性、機能及び景観を将来へ継承するために選択されたものであり、当初の目的を逸脱するものではなく、寄附金を当該工事に充当することについて、一律に停止又は是正を要するものではないと考える。

一方、寄附者への説明が十分でなかったことについては、あらためて文書により説明し、説明責任を果たしていく。

（3）臨御橋架け替えプロジェクトの経過の概要は、次のとおりである。

平成31年3月5日

葉山町議会平成31年第1回定例会（議員懇談会）に「臨御橋の架け替えについて」と題する資料（都市経済部提出参考資料①）が提出された。「老朽化著しい臨御橋を再建する。（現在と同じ形態の橋を再建する）」、「工事に要する費用約2億円をクラウドファンディング型ふるさと納税として幅広く募る。」が取組み内容とされている。

平成31年4月1日

臨御橋架け替えプロジェクトの寄附金の募集が開始された（請求人提出書面⑥）。

令和元年8月～令和2年9月

調査基本設計業務委託が実施され、「架け替え工法」と「補修・補強工

法」の比較検討がなされた（都市経済部提出資料⑭）。

令和3年2月26日

葉山町議会令和3年第1回定例会（予算特別委員会）において補修補強工事を基本方針とすることが説明された（都市経済部提出参考資料②）。

令和3年10月1日

葉山町議会議員懇談会に「臨御橋の現状、県土木との協議結果、目指す工事内容について」と題する書面（都市経済部提出参考資料③）が提出され、補修・耐震補強工法とすることが報告された。

令和4年3月～同年8月

搬入路可能性調査業務委託がなされた（請求人提出書面⑥）。

令和4年12月

神奈川県横須賀土木事務所に工事工法について相談した（請求人提出書面⑥）。

令和5年1月

民間コンサルタント業者へ相談したところ、橋桁内部状態が把握できないと工法が検討できないとの回答であった（請求人提出書面⑥）。

令和5年5月

神奈川県横須賀土木事務所に経過及び内部状態調査の実施を報告した（請求人提出書面⑥）。

令和5年7月

橋桁内部状態調査業務委託（同年11月まで）及び橋桁内部状態評価業務委託（令和6年1月まで）を開始した（請求人提出書面⑥）。

令和5年12月

方針整理業務委託を追加した（令和6年3月まで）（請求人提出書面⑥）。

令和6年3月

地質調査業務委託を追加した（令和6年9月まで）（請求人提出書面⑥）。

令和6年11月～令和8年3月

補修補強予備設計及び詳細設計業務委託を実施した（請求人提出書面⑥）。

令和 8 年 6 月

本件請負契約を締結した（請求人提出書面⑤）。

（４）監査委員の判断

ア 本件監査請求事項（１）については、上記（１）のとおり、本件請負代金の支出が違法又は不当であるとして、その差止めを求めるものと整理した。そこで、まず、本件請負代金の支出が違法又は不当であるかについて検討する。

本件請負代金自体に関しては、請求人が、①請負業者選定手続、②本件請負工事の内容、③本件請負代金の金額について問題があると主張しているものと認められるので、以下、順に検討する。

① 請負業者選定手続

住民監査請求書の請求の趣旨 2 の記載によれば、請求人は、「複数業者から競争見積もりの取得状況を明らかにする」ことを求めており、請負業者選定手続に問題があると主張しているものと解される。

本件請負工事の請負業者の選定に当たっては一般競争入札が実施され（都市経済部提出資料③）、ショーボンド建設株式会社が落札した（請求人提出書面⑤、都市経済部提出資料①）。この一般競争入札は神奈川県電子入札システムを用いて行われ、発注に際しては、特記仕様書（都市経済部提出資料②）を示し、入札条件を公告している（都市経済部提出資料③）。したがって、複数の業者が入札に参加することが可能な手続であった。

以上のとおり、請負業者選定手続に特段の問題はないものと認められる。

② 本件請負工事の内容

住民監査請求書の請求の趣旨 2 の記載、令和 8 年 8 月 7 日の請求人の陳述及び請求人提出書面のうち請求人作成の書面によれば、請求人は、本件請負工事によっては臨御橋の耐久性及び安全性を確保することができないと主張しているものと解される。

本件請負工事の内容を決めるに当たっては、橋桁内部状態調査業務委託及び橋桁内部状態評価業務委託の結果から橋桁の健全性を確認した上で、地盤調査により既存の橋脚基礎が今後行う上部工及び下部工の補強に耐え得る地盤上にあるかを確認している。橋脚については、コンクリートを巻

き立てる方法で補強を行い、コンクリート巻き立て補強後におけるレベル 2 地震時静的解析の結果、照査項目の全てを満足する設計となっている（都市経済部提出資料⑥）。

そして、臨御橋補修補強予備設計及び詳細設計業務委託では、橋桁内部状態評価業務、地盤調査業務及び方針整理業務により決定した補修補強方針を踏まえ、必要な詳細構造を設計し、工事発注に必要となる図面・数量・報告書等を作成している（設計図面について都市経済部提出資料⑤、設計計算について都市経済部提出資料⑩）。

以上によれば、本件請負工事の耐久性及び安全性は確認されているものと認められる。

③ 本件請負代金の金額

住民監査請求書に「補修費用が妥当かどうか」と記載しているほか、請求人提出書面のうち請求人作成の書面に「1 億 5 0 0 万円で正規の橋が架けられる」と記載し、令和 6 年 1 2 月 1 5 日付け協同組合飛驒設計センター及び有限会社八野大工作成の葉山臨御橋勾欄再建工事に係る見積書（請求人提出書面④）を提出していることから、請求人は、本件請負代金の金額に問題があると主張しているものと解される。

本件請負代金に関しては、コンサルタントが作成した見積書（都市経済部提出資料⑦）を反映し、担当者が作成した工事単価等の根拠を確認する資料（都市経済部提出資料⑧）により確認しており、本件請負代金の金額に特段の問題はないものと認められる。なお、「1 億 5 0 0 万円で正規の橋が架けられる」との主張については、これを認めるに足りる証拠はない。

上記①ないし③で検討したとおり、本件請負代金の支出が違法又は不当であると認めることはできない。

イ 臨御橋架け替えプロジェクトの寄附金を本件請負代金に充当することが違法又は不当であるかについて検討する。

（ア）住民監査請求書の請求の趣旨 1 によれば、請求人は、臨御橋架け替えプロジェクトとして集めた寄附金は、寄附者全員が臨御橋を新しく架け替えるために寄附をしたものであり、当初の目的と異なる補修工事に充当することは寄附者の意向に反する目的外使用になるため、当該寄附金の補修工事

への充当を停止するよう求めている。

上記のうち、「寄附者全員」が臨御橋を新しく架け替えるために寄附をしたとの主張については、寄附金のうちには町長一任として寄附されたものが含まれていることから認めることはできない。また、当初の目的と異なる補修工事に充当することは「寄附者の意向に反する」との主張については、葉山町が個々の寄附者から錯誤（民法第95条）を理由に寄附金の返還を請求される可能性がないわけではないが、寄附者の意向に反することを直ちに認めることは困難である。そこで、寄附者の意向の検討については措いて置くこととし、臨御橋「架け替え」プロジェクトとして集めた寄附金を、臨御橋の「架け替え」ではなく、「補修補強工事」である本件請負工事の代金に充当することが「目的外使用」になるという理由で違法又は不当となるか否かについて検討する。

- (イ) 臨御橋架け替えプロジェクトの目的について、政策財政部長作成の「措置①に対する弁明書」によれば、「老朽化した臨御橋について必要な対策を講じ、現在の赤い橋を葉山の平和と美しさの象徴として残し、その景観と機能を次世代へ継承すること」が、本プロジェクトの目的であるとしている。また、同弁明書では、寄附募集ポスター（政策財政部提出資料1）、寄附募集リーフレット（政策財政部提出資料2）、町ホームページの寄附募集ページ（当初のもの）（政策財政部提出資料3）において、この目的を示していたと主張している。しかし、これらの募集資料から、当該目的が寄附募集時に明確に示されていたとまで認めることには疑問が残る。

この点、請求人提出書面①及び政策財政部提出資料2には、下記の記載がある。

記

50年前、御用邸前の海岸に建てられた「臨御橋（りんぎょばし）」
海水浴客で賑わった昭和の時代から、新しい建物やお店が増えた現代まで
ずっと葉山の海を、人を、見守ってきてくれた赤い橋です
時代が変わっても、この景色だけは変わってほしくない
私たちは葉山が好きだからこそ思います
御用邸の緑に青い海、そこに架かる赤橋を
葉山の永遠の平和と美しさの象徴として残し、

子どもや次の世代に葉山らしさの橋渡しを行う

葉山臨御橋架け替えプロジェクト

寄附目標総額は、2億円です

(ウ) 臨御橋架け替えプロジェクトにおいて、補修補強工法が選択された経緯は、以下のとおりである。

臨御橋は下山川河口に架かる橋であり、下山川の河川管理者は神奈川県であるため、臨御橋の架け替え又は補修補強工事を行うに当たっては、神奈川県との協議が必要となる。平成31年4月1日に臨御橋架け替えプロジェクトの寄附金の募集が開始された後、神奈川県横須賀土木事務所との打合せ及び調査基本設計業務委託を進める中で、臨御橋について、①橋脚形式、②径間長、③橋の桁下高、④橋脚の根入れ深さが現行の河川管理施設等構造令に適合していないことが指摘された。また、⑤橋台と護岸との機能分離も求められることとなった。架け替えをする場合には、以下の対応が必要となる（都市経済部提出資料⑭）。

②径間長の要件を満たすと、橋脚は設けることができない。

③橋の桁下高の要件を満たすと、橋の高さが約1メートル高くなり、両側に階段又は長大なスロープが必要となる。

⑤橋台と護岸との機能分離の要件を満たすには、架橋位置を20m以上下流にずらす必要がある。

このほか、架け替え工事では、工事用搬入路の確保が課題となる。臨御橋の架橋位置は、前面が海、背面が御用邸であるため、工事用搬入路の確保が困難であることが想定され、搬入路の検討が行われた。その結果、唯一可能性のあるルートが確認されたが、そのルートでは幹線道路に接道する空地を利用する必要があり、この空地と海岸に高低差があることから、巨大なスロープを設けるとともに、スロープから臨御橋までの約600メートルにわたり鉄板を敷設する計画となる（都市経済部提出資料⑭）。スロープ設置箇所では貸しボートなどのマリンレジャー関係者が営業し、小屋やボートが置かれているほか、スロープから臨御橋までの区間にも漁師、民宿、マリンレジャー関係者のボート等が置かれている。このルートを工事用搬入路とするには、これらの関係者の同意を得る必要があり、かつ、

補償を行う必要がある。また、このルートとなる長者ヶ崎海岸は、特定の条件下では満潮時に海岸部分がほとんどなくなることがあり、敷鉄板が沖に流されるおそれがある。これを防ぐためには敷鉄板の設置・撤去を繰り返す必要があるほか、スロープも波の影響を受けるため強固な構造とする必要がある。以上によれば、臨御橋の工事は渇水期に限られ、工事期間が制約される中で、スロープの構築や敷鉄板の設置・撤去を繰り返すことは不経済かつ非効率であり、工期の長期化につながる。さらに、関係者の同意や補償も必要となることから、このルートの採用は現実的には困難である。

そして、架け替え工法では、工事用仮橋や土留仮締切工を要し、補修補強工法に比べて大型の重機が必要となることが想定される（都市経済部提出資料⑭）。しかし、工事用搬入路の確保が困難である現状を踏まえると、架け替え工法の採用は現実的には困難である。これに対し、補修補強工法は、資機材の小型化を図ることができる可能性があり、工事用搬入路の制約という点では架け替え工法より有利である。

さらに、費用面でも架け替え工法の方が補修補強工法より高額となることが予測された。令和3年2月26日の葉山町議会予算特別委員会に提出された資料（都市経済部提出参考資料②）による費用の見込みは次のとおりであった。

区分	概算工事費	搬入仮設費	仮設橋	メンテナンス	合計
補修補強工法	200,000,000	80,000,000	11,000,000	39,000,000	330,000,000
架け替え工法	240,000,000	80,000,000	0	82,000,000	402,000,000
				差額	72,000,000

以上のとおり、景観性（臨御橋工事の趣旨である現在の景観を継承・踏襲できること）、施工性（重機の小型化を図ることができる可能性があり、工事用搬入路の確保が可能となって工事の実現性が高まること）、経済性（工事費及び今後の維持管理経費を含めて安価であること）のいずれにおいても、補修補強工法の方が架け替え工法より優れていることから、補修補強工法が選択された。

（エ）補修補強工法が採用された後の経過は、以下のとおりである。

令和３年１０月１日、葉山町議会議員懇談会に「臨御橋の現状、県土木との協議結果、目指す工事内容について」と題する書面（都市経済部参考資料③）が提出され、補修・耐震補強工法とすることが報告された。その後、令和４年３月から同年８月まで、搬入路可能性調査業務委託が実施された。

臨御橋の補修補強工事を行うに当たっては、神奈川県横須賀土木事務所と協議する必要がある。令和４年１２月、同事務所からは、床版については打替えを許可できる可能性が高いとの見解を得た一方、補修補強工法での主桁の交換は許可できないとの最終回答を受けた。

葉山町としては、主桁の交換が認められないまま、補修補強工法で工事を行うことは、橋の健全度の面から芳しくないことから、全てを含めた状態での委託業務の発注は取りやめ、まずは、主桁の健全度を確認することとし、橋桁内部状態調査業務委託及び橋桁内部状態評価業務委託を行った。その後、方針整理業務委託及び地質調査業務委託をそれぞれ追加し、補修補強予備設計及び詳細設計業務委託に至った。

（オ）以上の経過からすれば、本件請負代金の支出について、臨御橋架け替えプロジェクトとして集めた寄附金を臨御橋の架け替えではなく補修補強工事である本件請負工事の代金に充当することが目的外使用になるという理由で違法又は不当となると認めることはできないと解するのが相当である。

すなわち、臨御橋架け替えプロジェクトを開始する当時（平成３１年３月５日）の資料である「臨御橋の架け替えについて」と題する資料（都市経済部提出参考資料①）によれば、臨御橋架け替えプロジェクトは、「老朽化著しい臨御橋を再建する。（現在と同じ形態の橋を再建する）」ものとされていた。そして、調査基本設計業務委託を進めたなかで、臨御橋は、現行の河川管理施設等構造令に不適合となっていることが指摘され、また、橋台と護岸との機能分離も要求されることになったところ、架け替えをする場合には、径間長の要件を満たすと橋脚は設けることができない、橋の桁下高の要件を満たすと橋の高さが約１メートル程度高くなり、両側に階段又は長大なスロープが必要となる、橋台と護岸との機能分離の要件を満たすには架橋位置を２０メートル以上下流にずらす必要があるという対応が必要となる。そうすると、現在と同じ形態の橋を再建するといっても、

現実には不可能であり、補修補強という方法でなければ、現在と同じ形態の橋を維持することはできないことになる。

また、政策財政部長作成の「措置①に対する弁明書」によれば、「老朽化した臨御橋について必要な対策を講じ、現在の赤い橋を葉山の平和と美しさの象徴として残し、その景観と機能を次世代へ継承すること」が、臨御橋架け替えプロジェクトの目的であるとしている。この目的にも「景観」を次世代に継承することが含まれており、「景観」が「橋の形態」を意味するとすれば、補修補強という方法によってその実現を図ることになる。

したがって、臨御橋架け替えプロジェクトとして集めた寄附金を、臨御橋の架け替えではなく、補修補強工事である本件請負工事の代金に充当することが直ちに目的外使用になると判断することは相当ではない。

これに加え、①工事費及び今後の維持管理経費がいずれも補修補強工事の方が架け替え工事より安価であることを見込んで補修補強工事を選択していること、②架け替え工事の場合には補修補強工事よりも大型重機を必要とする一方、工事用搬入路の確保が困難であり、架け替え工事を実施することは現実的には困難であることを考慮すれば、臨御橋架け替えプロジェクトを補修補強工事により実現することが不合理であるとはいえない。

(5) 結論

以上のとおり、本件請負代金の支出が違法又は不当な公金の支出であると認めることはできない。よって、主文のとおり、本件監査対象事項（１）を棄却する。

なお、請求人は、住民監査請求書の請求の趣旨３において、寄附をした全員に対して明確な理由を説明する責任を履行することを求めている。これについて、上記第３項（２）のとおり、政策財政部長は、臨御橋を寄附の用途として指定した寄附者に対してではあるが、「これまでの説明が十分でなかったこととお詫びするとともに、プロジェクト開始後の調査及び検討の経過、補修補強工事を選択した理由、工事内容並びに寄附金の取扱いについて、あらためて文書により説明する」と表明している（政策財政部長作成の「措置①に対する弁明書」）。

以 上

別紙 葉山町提出資料

1 政策財政部提出資料

- 資料1 寄附募集ポスター
- 資料2 寄附募集リーフレット
- 資料3 町ホームページの寄附募集ページ（当初のもの）
- 資料4 送付文書（臨御橋改修工事に関するご報告）
- 資料5 「ふるさと納税及び自治体クラウドファンディングの制度・法的整理」と題する書面

2 都市経済部提出資料

- 資料① 入札結果調書
- 資料② 特記仕様書
- 資料③ 葉山町公告第44号
- 資料④ 金額入り設計積算書
- 資料⑤ 発注図面（臨御橋補修補強予備設計及び詳細設計業務委託 設計図面）
- 資料⑥ 上部工・下部工の補修補強に関する予備・詳細・耐震補強設計（臨御橋補修補強予備設計及び詳細設計業務委託）
- 資料⑦ 見積書
- 資料⑧ 登録単価の根拠（物価本等）
- 資料⑨ 比較確認資料（表面保護 ネオライナーEX ライニング工法）
- 資料⑩ 設計計算書（臨御橋補修補強予備設計及び詳細設計業務委託）
- 資料⑪ 橋桁内部状態調査及び評価の結果（臨御橋橋桁内部状態評価業務委託）
- 資料⑫ 架け替えプロジェクト検討概要（臨御橋補修補強予備設計及び詳細設計業務委託）
- 資料⑬ 陳情第7-27号
- 資料⑭ 調査基本設計業務委託成果品抜粋

3 都市経済部提出参考資料

- 参考資料① 臨御橋の架け替えについて（平成31年3月5日第1回定例会 政策財政部財政課 議案第56号参考資料）
- 参考資料② 葉山臨御橋架け替えプロジェクト調査基本設計業務成果について

(令和3年2月26日予算特別委員会 都市経済部産業振興課
参考資料2)

参考資料③ 臨御橋の現状、県土木との協議結果、目指す工事内容について(令和3年10月1日議員懇談会 都市経済部産業振興課 参考資料)
以上